

55	委員の中に輸入再開に否定的な人や、資料が少なすぎて科学的評価ができないとの立場をとる人もいたため読者にとって余計分かりづらした表現となっている。背景リスクは別として、輸出プログラム下での評価は素人目でみても、若齢牛でSRM除去されておればリスクなどあるはずがないと思うのだが。	審議結果案の「審議にあたっての基本方針」においても記載していますが、評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されることが考えられるので、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討したものです。結果として、国民にわかりやすいとは言えない説明になった点については、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施した際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。
56	同等という審議結果について、国民にわかりやすい説明(数値による比較・信頼性)がされていない。(公表されているリスク比較では、比べる基準が統一されていない)	
57	「牛から牛へのリスク(Animal Health)」と「牛から人へのリスク(Human Health)」の区分が明確に分かりづらい。求められた評価は輸出プログラム下での「牛から人へのリスク」であるのに、背景リスクから入ったためそのイメージが先行し読者に不安感を与えるような印象となっている。	今回のリスク評価は、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」でのリスク評価の経験を活かせば評価がしやすくなると考え、その時と同じ基本方針に従って、生体牛のリスク、牛肉等のリスクの順に検討を行ったところです。しかしながら、御指摘のようにわかりにくい部分があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。
58	審議結果に賛成です。ただ答申結果の中には米国の畜前検査がずさんであるかのような表現になっています。この誤解を解くために何を検査しているのかを明記すべきであると思います。	と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たりに必要な検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。
59	① 表現の面で、米国は杜撰で、日本は完璧と言った風に取られるものがありますが、その根拠が不明です。例えば、屠畜前検査ですが、1頭の検査時間が米国12秒、日本80秒と言え、何も知らない我々には日本の安全性が約8倍もあるやに受け取れます。 実際には、安全性(栄養価や味は別にしてですが…)についてのみ言えば、牛乳の場合、殺菌10秒でも、30分でも、殺菌の温度が異なれば、時間と安全性は全く無関係であることは明らかです。 何をどの様に検査しているということが示されない限り、場合によっては表現上の欺瞞行為と言われても仕方ありません。何をどの様に検査しているのかを明示し、若しそれに問題があるのなら、理由を付けて記述すべきです。我々が望むのは正確な情報と合理的な分析と評価です。 ② これも表現の問題でしょうが、日本にのみ都合の良い表現を残して書いているのも欺瞞行為と取られても仕方が無いのではないのでしょうか？具体的には、『米加では脊髄除去の有効性についての科学的検証は行われていない』と書いていますが、日本での検証(?)では、脊髄除去における枝肉洗浄の重要性が指摘されている筈です。枝肉洗浄の回数は平均すると米加の回数が3倍程度と聞き及びます。その事実は政治的に「除去」されたのではないかと勘推する人間がいても不思議ではないでしょう。真摯な審議がなされているにも拘らず、最終的な表現で、客観的な、公正な記述がなされていないのではないかと疑念を感じさせる様な表現になっているのは残念です。 ③ 尚、日本は信頼出来るが外国は信頼出来ないなどという発想は持たずに、全て客観的に判断すべきです。	①と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たりに必要な検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。 ②せき髄除去の有効性の検証に関して、我が国の場合は、背割りにせき髄を除去する方法を導入するにあたり、グリア繊維細胞酸性たん白質(GFAP)をマーカーとした試験でせき髄が除去されていることを確認しており、他方、米国・カナダの場合は、GFAPをマーカーとした試験を用いた、せき髄除去手段の有効性について科学的検証は行われていません。これは、SRMの除去の検証という観点から重要と考え記載したものです。また、米国における枝肉洗浄の回数については審議結果案に記載しているところですが、御指摘のような洗浄回数に大きな相違があり、リスク評価の上で記載すべきとの議論はありませんでした。 ③審議結果案においては、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど記載しており、中立公正な立場から科学的な議論を行い、審議結果案を取りまとめたところです。
60	と畜時の検査について、日本では国内の消費にまわる食肉の検査も獣医であると畜検査員がチェックされていると理解しておりますが、先日貴委員会が出された「米国・カナダ産牛肉等のリスク評価(案)」のポイントについて」の36ページで、米国・カナダの場合、『食肉検査員による検査』とありますが、日本の場合の『獣医師による検査』とわざわざ「獣医師」と書いてあるのは、米国・カナダの場合の「食肉検査員」は獣医師とは限らない資格なののでしょうか？もし、獣医師と限らないのであれば、現在の輸入畜産品の場合、と畜時における獣医の検査を必須とされておられる事に整合性がないと思った次第です。ご返答お願い申し上げます。	高リスク牛の排除に関して、今般とりまとめられた審議結果案において、「米国とカナダでは、と畜場に搬入される全ての牛を獣医官自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査する。」と記述されています。また、食肉検査官は獣医師ではありませんが、しかるべき知識又は経験を有する者に資格を与えられ、製品が食用に適し、連邦法を遵守していることを確認していることが米国政府からの提出資料に記載されています。(第31回プリオン専門調査会資料1-2:米国のと畜場における獣医官及び検査官の役割及び権限)
61	侵入リスクの評価の差異について 審議結果(案)では、生体牛や肉骨粉等の輸入による影響を「侵入リスク」として評価しています。その中で、米国の侵入リスクについては、「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとは考えにくい」と記述しております。しかし、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価結果においては、カナダを含めた周辺諸国からの貿易状況の検討から、米国の侵入リスクについて、1990年代を「非常に高い」〜「著しく高い」としており、違いが認められます。この違いが生じた理由について、専門調査会からの説明を要望いたします。	

62	米国でのBSE陽性1例目は、カナダ生まれの乳牛。これを含め、カナダ産牛からは4頭のBSE牛が摘発されている。米国は、90年代から年間約100万頭、2003年5月のカナダでのBSE牛発生時点まで約1300万頭輸入している。(肉骨粉では約350万頭～約620万頭分、動物性油脂で約560万頭分。)このなかのBSE牛が、2003年暮れに摘発された米国でのBSE陽性1例目だけと考えるのは馬鹿げている。答申案では飼料規制から6年たった2004年2月生まれでカナダの汚染レベルを、100万頭当たりでBSE牛5～6頭、と評価している。これ以前は、もっと多い。先のカナダからの輸入量からみても、カナダからの侵入が摘発された1頭だけとは考えられない。 しかし、答申案はカナダからの「侵入リスクは、米国の汚染に影響を与えたとは考えにくいので、現時点では考慮しない」。明らかに米国への侵入リスクを過小に評価している。仮に20～30頭の感染牛がカナダから侵入していれば、飼育規模の差を考慮しても、カナダからの侵入だけで米国のBSE汚染の割合では日本と同じになる。	「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとは考えにくい。」とする記述は、プリオン専門調査会での審議の結果、米国とカナダのBSE汚染状況が大きく違わないとの観点からなされたものです。 あわせて、審議結果案には、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続により、米国・カナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行う必要があることも記載しています。
63	答申案において、カナダから米国への感染リスクをゼロと評価することにより米国の汚染率を非常に低く算出しており科学的な信頼性に乏しいと指摘されている。カナダからのリスクを計算に入れ答申案と同じ方法で計算した場合、「米国の汚染度は日本の27～38倍」になるという(「プリオン専門調査会」への4つの疑問、週刊エコノミスト2005.11.22)。食品安全委員会が実施した「定量分析」結果の見直しを求める。	
64	先月、発表されたアメリカFDAの新飼料規則については、いくつかの問題点がある。すなわち、牛由来の飼料は、牛以外の動物飼料(鶏、豚、ペット関係飼料)についても、新飼料規則制限の対象としたが、次の三点が問題であると、批判されている ①牛の血液の禁止がない。②レストラン残菜の飼料使用禁止がない。③チキン・リターの禁止がない。 さらに、SRMとされる、眼、小腸の一部の回腸遠位部、も、除外されていない。今回の新飼料規制について、アメリカの消費者団体は、「脳と脊髄の禁止だけでは、これまでのルーブホールは、閉じられていない。」として、反発の声を上げている。 ある獣医は、『90パーセントの危険部位の除去では意味がない。100パーセントの危険部位除去があって、初めて意義がある。』と批判している。この新飼料規則の安全性についての日本側としての検証はなされたのか?	今回の審議結果案では、米国食品医薬品庁(FDA)が今年10月に発表した飼料規制改正案について公表した事実と改正案の内容について記載していますが、現在のところ、この規制はまだ実施されていないことからそれ以上の検証は行っておりません。 なお、結論の付帯事項において、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある旨記載しているところです。
65	答申案の結論部分に現状では情報不足と行政管理の不確実性のため「科学的評価は困難」という文言を入れられたことは、従来からの私たち市民の声が反映されたものと考えます。従って、評価困難な現状での米産牛輸入再開には強く反対致します。 米国は日本向け輸出プログラムとして20ヶ月齢以下の牛に限るとしていますが、日本と米国の飼料規制の実態が全く異なるため、20ヶ月齢以下だから安心とはいえません。米国では反芻動物の肉骨粉を反芻動物に与えてはならないと警告表示するだけで豚や鶏には禁止されていません。実際、毎年100万トンの残さいを含む鶏舎のゴミが牛の餌にされるので、それをかき集める時、残さい中の肉骨粉が鶏の糞尿やゴミに混入して牛の口に入るという実態があり、FDAはこの混入率を30%と見積もっているという事実が報道されています。 また、特定危険部位が焼却されずにそれら脳や脊髄から採取した肉骨粉が飼料にされ、前述のような経路でまた牛に食べさせてゆくという実態もあります。 日米のこの二つの大きな違いは、現在各地で開催中の貴委員会リスクコミュニケーションで配布された資料にも示され、それにより、20ヶ月齢以下の牛の汚染率は日本より米国・カナダの方が数倍高いとされています。そのため規制強化を検討中とのことですが、それならば規制強化が実施されてその効果を確認してから禁輸解除を検討すればよいのではないのでしょうか。 しかもこの飼料規制の実態への評価は今回の調査会の諮問内容からはずされて、そのような重要な問題を抜きにした答申案にどんな意味があるのでしょうか。 米産牛に関わるこうした疑念が幾つかある中で、諮問された部分的な評価のみで、しかもそれを曲解して安易に輸入再開に進むことのないよう、食品安全委員会の慎重審議による科学的判断を下されることをお願い致します。	今回のリスク評価では、御指摘のとおり、米国・カナダと日本の飼料規制の実態が異なるとの前提で、日本向け輸出プログラムのリスク低減効果だけでなく、その背景リスクである米国・カナダの生体牛のBSEリスクについても評価を行いました。 また、米国・カナダの飼料規制に関しては、御指摘のような規制やその遵守状況に関して議論を行った結果、日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。 以上のような飼料規制を含めBSEリスクに関連する評価項目について分析・検証を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。

66	危険部位(SRM)由来の肉骨粉と牛脂が年間合計32万トン、死亡動物から25万トン生産されているという、米国牛の安全性に重大にかかわる問題について、食品安全委員会は答申案に反映すべきである ※2004年度のデータで、SRMを除けば、肉骨粉は16万1365トンの減少、動物油脂(tallow)も同じ位(16万1365トン)の減少、dead stock(動物の死骸、牛、豚、羊など)を除けば、12万8502トンの肉骨粉減少、動物油脂(tallow)も同じ位(12万8502トン)の減少、全部足すと、57万9779トンの減少となる。(合計45トンの差異あり) (National Renderers Association: http://www.rendermagazine.com/April2005/MarketReport2004.pdf http://www.rendermagazine.com/) ※とくに牛脂と牛の血液は牛への直接給与も禁止されておらず、加熱義務もない。 ※EFSA(欧州食品安全庁)のWorking Group report on the Assessment of the Geographical BSE-Risk(GBR) of UNITED STATES OF AMERICA,2004に掲載されているレンダリング工程の実態と評価、「米国のレンダリング工程は大気圧の下で(つまり加圧することなく)加工しているから、BSE感染性が工程に入れば、これを大きく減らすとは考えられない。」「レンダリング産業は感染性を減らすとは立証されない工程で操業している。従って、レンダリングは「不合格」だったし、今も「不合格」という評価にもかかわらず、食品安全委員会の米国評価の答申案にある吉川座長の計算で「通常のレンダリングでは感染価は約1/100に減少する」と、今回の評価、米国評価に関して関係のない実態に即さない数値を持ち出すことは非常におかしい。これら根拠のない数値をもちいたモデル計算は国民や他国の研究者の誤解や疑問を生むため、削除するか、より正確な数字で計算すべきである。	米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。 そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関する情報に基づきリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。 また、審議結果案のBSE暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)は、交差汚染によるBSEの暴露・増幅のイメージを示すための一つの例として記載したものであり、結論への付帯事項に記載した、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを示すものとして記載は必要と考えます。
67	鶏糞や鶏舎のごみ(チキンリッター)を牛の飼料とすることが許可されている。毎年100万トンの鶏糞が牛に与えられているが、鶏舎の床などからかき集めるために、この中に肉骨粉入りの飼料が混入している可能性が大きい。米国食品医薬品局(FDA)のクロフォード長官代理は、肉骨粉の鶏糞への混入率を30%程度と見積もっている。(米国化学会発行 Chemical & Engineering News August 4.2003 Volume 81, Number 31 CENEAR 8131 pp.22-24 ISSN 0009-2347) 食品安全委員会プリオン専門調査会は、上記に加え、複数の委員が「鶏や豚に与えられた異常プリオン蛋白質は排出される＝糞となる」と調査会以外の場で見解を述べている。これらも答申案に反映すべきである。	御指摘のように、米国においては牛由来肉骨粉を鶏に与えること、鶏や養鶏残渣や鶏糞を牛に与えることは禁止されておらず、このため、養鶏残渣や鶏糞が牛に与えられると、その中に牛の肉骨粉が入った飼料が混入している可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行い、その結果、審議結果案においては、養鶏残渣や鶏糞によるBSEリスクについて記載しています。
68	FDAのサイト『COMPLIANCE REQUIREMENTS AND REGULATORY IMPACTS』 http://www.fda.gov/cvm/Documents/bse3.pdf の2ページに次のように書いてある。 『独立系レンダリング業者は、たんばく質物質を、制限品目と、非制限品目とを、セパレートして処理してはいないとみられる。MBMIについても、異なる種ものをミックスして処理しているようである。』 この実態の是正は、なされているのか、日本側としては、検証が必要である。	飼料規制の遵守状況や交差汚染の可能性に関しては、レンダリング施設や飼料工場の専用化の実態、遵守状況に関する定期検査の報告等に基づき審議を行いました。その結果、御指摘のような飼料規制が遵守されていない実態もあることを踏まえ、審議結果案には、米国・カナダにおいては一定の割合で交差汚染が起こる可能性があり、米国・カナダのBSEの暴露・増幅リスクは日本より高いと考えられることを記載しています。また、審議結果案の結論への付帯事項には、SRMの利用の禁止が必須であり、牛以外の動物の飼料への利用も禁止する必要があること、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応のためには十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であることなどを記載しており、これらのことについて、今後、検証を行っていくことが重要であると考えております。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
69	米国では牛のSRM由来の動物性油脂や牛の血漿たん白を代用乳などの形で牛の飼料とすることが認められている。代用乳だけでなく、放牧農場に補助飼料としておかれているサプリメントなどの由来をリスクとして確認しないのは何故か。この問題も含め、米国内での感染性増幅の数字が一切無視されているのは非常におかしい。今から答申案に盛り込むべきである。さらに、米国では、ミンク脳症(TME)や狂鹿病(CWD)が発生しているが、そのミンクや鹿が答申案に触れられている1997年の規制に反してレンダリングサイクルの中に混入し、肉骨粉となって鶏糞やチキンリッターを介して、牛に与えられ、あるいは動物性油脂となって牛に与えられている。また動物性油脂は液体で安定が悪いので、油と不純物が分離し、一部の油脂において不純物が規制濃度より高濃度となることが飼料の専門家から指摘されている。これを事実確認の上、このことが米国でのBSE蔓延のリスクを増幅させること、また米国産牛肉のリスクを増大させることはないのかを、答申案に盛り込むべきである。 また、鹿が今現在でもレンダリングのシステムに混入していることを示す資料は、食品安全委員会の食の安全ダイヤルに答申の結論以前に投稿している。それらがなぜ反映されず、97年の規制だけを答申案に盛り込んだのか？非常におかしき感じている。米国の現実を答申案に盛り込むべきである。	米国において、御指摘のありました、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられていること、ミンク脳症(TME)やシカ慢性消耗病(CWD)の発生状況とそれらの疾病に罹患したミンクやシカがレンダリングされ、牛に飼料として与えられる可能性については、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するリスク低減効果について検討を行いました。その結果、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。 なお、食の安全ダイヤルを通じてお寄せ頂きましたシカに関する情報については、プリオン専門調査会専門委員に配布されております。
70	今回の評価の終盤になって追加されたミンク脳症とCWDは大変重要な意味を持っていると考えます。答申案ではこれらの事項について専ら牛に対する侵入リスクを評価しておられますが、ミンク脳症についてはむしろ牛からの感染が疑われるものであり、米国各地でのCJD集団発生の際にもともに、米国型BSEの疑いを評価する材料として扱うべきと考えます。米国型BSEが存在する場合、侵入リスクの評価もサーベイランスの結果も全く意味を失い、非常に大きなリスクが存在する可能性を否定できないと考えます。また国内対策の大幅な見直しも必要になると考えられるので、評価をお願い致します。	ミンク脳症(TME)及びシカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案にそれぞれ記載されています。その中で、TMEについて、御指摘にあるように米国でダウン牛が餌としてミンクに与えられていたこと、また、仮に米国にTMEの原因となるような牛が存在していたとしても疫学的データから非常に少なかったと考えられ、1997年にミンク由来たんばく質の牛への給与が禁止されたことから、TMEは牛や他の反すう動物にはほとんどリスクを与えないと考えられると記載されています。

71	CWDの評価を早急に行なってください 調査会でも議論されている通り、CWDは野生動物である鹿類に広く蔓延している特異なTSEであり、米国政府も重視して対策に当たっていると聞いております。野外の自然環境において水平感染をしており、拡大をしていることから、BSEなどよりも感染性が高いおそれもあり、北米産の農畜産物の安全性が懸念されることです。また日本への侵入のおそれがないか、調査が必要と考えます。 牛肉に関する答申とは別に、早急にCWDに関する情報の収集に努めて評価を行ない、安全の確保、侵入防止対策について、必要な勧告を行なってください。	シカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案に記載されています。その中で、CWDが米国・カナダのBSE汚染に寄与している証拠は得られていないが、CWDがBSEの原因となりうるかどうかなどについて結論づける段階には至っていないと記載されています。こうした議論の結果を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。なお、今後ともCWDを含め、BSEに関する情報収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には必要な検討を行うこととしております。
72	BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)について 審議結果(案)では、飼料規制の不備による交差汚染や肉骨粉生成過程(レンダリング)等に由来する牛への異常プリオン汚染の拡大について、「暴露・増幅リスク」として評価しています。その中で、「暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」の内容に関しては、一般的な増幅リスクについて述べられたものか、米国・カナダの増幅リスクについて述べられたものかどうか不明であり、この点についての説明を要望いたします。 なお、このシナリオが米国・カナダについての説明であれば、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価において、米国では常圧でレンダリング処理を実施しているとの記述があり、レンダリングにおけるBSE感染量の変動については、EFSAの評価内容をデータとして考慮する必要があると考えます。	ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。
73	米国ではプリオンを大量に含む特定危険部位SRMも肉骨粉やイエローグリース製造の原料とされている。肉骨粉は、鶏や豚など牛・反芻動物以外の家畜やペットフードに使用が許されており、製造や給餌の際の交差汚染によるBSE汚染を答申案は指摘している。 レンダリングで同時に製造される牛脂イエローグリースは、牛にも与えられています。その上、給餌量の規制も不純物、つまり肉骨粉の規制もありません。日本でのBSE解明の際には、この牛脂も取り上げているのに、今回の審議では、とりあげていない。その理由が明らかにされていない。	米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。 そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。
74	暴露・増幅リスクを再評価してください 「BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」においてレンダリング過程で感染価が1/100に減少すると評価していますが、EFSAはGBR評価で米国のレンダリングでは常圧で処理されているので感染価減少は少ないとしており、答申案は増幅リスクを著しく過小評価しているおそれがあると考えられます。暴露・増幅リスクの評価にあたっては、EFSAのGBR評価をレビューした上で行なうべきだと考えます。 2004年2月に発表された国際専門家調査団報告に関しては、調査団々長のKihm博士を招聘して説明は受けているものの、報告をレビューすべきと考えます。調査団報告で勧告された飼料規制が実施されていないことなど、受け入れ状況を評価すべきと考えます。 答申案では、米国・カナダの現在の飼料規制の下では一定の割合で交差汚染が起こる可能性が残っていますが、米国が発表している牛SRMの飼料利用禁止は、日本や欧州で行なわれている飼料規制と比較して非常に緩い規制です。その上、対象となるSRMは脳・脊髄のみで脊柱等が入っていないことは大きな問題と考えますので、評価を要望します。 以上の点などを考慮に入れば、暴露・増幅リスクは答申案で述べられているよりも高いように考えられますので、再評価を要望します。	ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。 今回のリスク評価においても、米国・カナダの飼料規制に関しては、規制及び遵守状況に関する情報に基づき議論を行い、御指摘のように日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。また、御指摘のあったKihm博士を団長とする国際調査団の報告(2004年1月)及びそれを受けて飼料規制が強化されていないことについても審議結果案に記載しています。 以上のような米国・カナダの飼料規制における問題点を踏まえ、暴露・増幅リスクについて審議結果を取りまとめたところです。
75	1mgの脳でも牛を経口感染させ、50mgの脳でもサルを経口感染させるBSEという病気は、飼料規制など病原体管理を徹底しなければ、病原体が牛の体内でますます増産され、分解が難しいために環境の汚染を増加させる。つまり、発生源の米国から、飼料や肥料などに含まれ、輸出により世界に拡散し、第三国ルートでわが国に到達する可能性がある。病原体のルートとして、汚染飼料で生産された食品や、飼料、肥料、医薬品などとしてわが国に到達するほか、海外旅行など人の移動を通してわが国民を感染させることが考えられる。それらもまた、米国牛からの曝露リスクとなるが、なぜ食品安全委員会ではそれら曝露リスクについて答申案で触れないのか？答申案に含めるべきである。	今回の審議結果案は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて、調査審議を行った結果を取りまとめたものです。従って、御指摘の点については、審議結果案には記載していません。なお、御指摘に関連しますが、審議結果案の結論への付帯事項には、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを記載しているところです。

76	サーベイランス検査における検査方法の検証について 審議結果(案)では、米国におけるBSEサーベイランス検査について、検査対象や検査技術についての検証内容が記載されています。日本でもBSEの確認検査の一つとして用いられている「ウエスタンブロット法」については、「米国に導入されるウエスタンブロット法の詳細な検査方法についての文章は今まで当調査会には公式に提示されていない」と記載されています。BSEの確認検査に関する検査精度を検証することは、米国におけるサーベイランス検査の信頼性を検証する上でも重要な要素でもあるため、検査方法についての検証を実施することを要望いたします。	食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関に対して、「米国のラボで使用しているWB法の詳細な検査プロトコル又は検査マニュアル」について資料の提出を依頼し、諮問に添付された参考資料に加えて、補足資料が提出されました。そうした資料に基づき、米国・カナダにおけるBSE検査の検査対象及び検査技術に関する各項目について分析・検証を行い、米国・カナダのBSE検査は、限られた牛を対象としたデータであり、また、検査技術等の問題からBSE検査陽性牛が見逃された可能性があるとの記述があります。そうした点を十分に踏まえた上で、サーベイランスデータに基づいて米国・カナダのBSE汚染頭数を算出した結果が審議結果案に記述されています。
77	米国・カナダにおけるBSE感染状況が極めて不透明である。潜伏期間があるにもかかわらず、米国・カナダでは全く無視されている。両国ではいわゆる「へたり牛」、高齢牛のみの検査しかない。この状況でのBSE感染牛の数は現実の感染数を大きく下回ると考える。この欠陥を克服するためには健全牛を含めた大規模サーベイランスが必須である。審議結果案にあるような今後の課題では不適切であり、審査を行う前に行われるべきである。 米国では生産者が長い期間、BSEの検出方法としてより鋭敏なウエスタンブロット法を拒否し続けてきた。これまで米国でのBSE感染牛の発見はごく少数しかなく、隠蔽されたものが相当数あるのではないかと疑うべきである。大規模経営できめ細かな管理が難しい米国において、この程度しか発見数がないというのは不自然に感じる。コストも確にかかるとは思うが、大規模サーベイランスを拒否するのはこういったものが表に出ないようにいうことではないのか。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国・カナダのBSE汚染状況に関して、侵入リスクと暴露・増幅リスクから総合的に評価する方法に加えて、米国・カナダ及び日本で行われたBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータに基づいた、BSE検査の対象や検査技術の検証及び比較を行うことにより推定を行いました。調査審議の過程で問題とされた、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性を審議結果案の結論への付帯事項に記載したところです。詳しくは、審議結果案をご参照下さい。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。
78	今年4月に「北米三国(カナダ・メキシコ・アメリカ)の統一BSE対策」が発表されたが、その中で、『歩行困難牛等』について、次のように定められている。「老齢の牛で、明らかな理由で障害を持っている牛-たとえは、「と畜場」への輸送の途中で傷ついたような場合には、獣医は、BSEの症状とは一致しないものとの決定を下すことができる。」 つまり、獣医の裁量によって、「BSEの症状とは一致しないものとの決定を下すことができる。ことは、大きな抜け穴を作る可能性がある。この辺の検証はされたのか。	と畜前検査において獣医師の裁量により高リスク牛を見逃すのではないかと懸念についてですが、米国の現在の規制では、歩行困難牛はその原因によらず、高リスク牛として全て食用から排除されることになっております。なお、御指摘のありました今年4月の発表(その後、米国では規制の改定は未実施)は、歩行困難牛であっても、その原因が輸送途中の転倒や脱臼など、BSEとは関係ないことが明らかな場合に限りて食用として処理することを認めるもので、獣医師の裁量により判断が左右されるとは考えにくいものです。
79	農業情報研究所の指摘によると、食品安全委員会とプリオン専門調査会は米国のまったく頼りにならない検査結果に基づいて、年間感染頭数はわが国では1〜2頭、米国では32頭とする。しかし、これでは米国の汚染度は日本の15〜32倍になってしまい、上記の議論と矛盾をきたす。そこで、「限られたデータであり、陽性頭数が少ないために」米国の頭数が大きく評価される危険性があるとして米国の感染頭数を割り引き、日本の5〜6倍と考えられるとする。15〜32倍を5〜6倍にする根拠はまったく示されていない。この根拠について食品安全委員会の回答を求めたい。	米国と日本の生体牛のBSE汚染規模について、BSE検査データに基づく検証を行った結果、以下のとおり審議結果案に記載しています。 ・年間のBSE感染牛は、 成牛で、米国(4頭)、日本(5頭)、 若齢牛で、米国(32頭)、日本(1〜2頭) よって合計では、米国(36頭)、日本(6〜7頭) ・従って、米国は日本の5〜6倍となります。 なお、御指摘の「限られたデータであり、陽性頭数が少ないためにその影響は大きく評価される危険性がある」との記載は、サーベイランスデータの外挿による汚染規模の推定を行ったことについての留意すべき点として記載したものであり、恣意的に汚染規模を割引くためではございません。御指摘のあった審議結果案の記載にわかりにくい面があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。
80	抜き取り検査は米国にもわが国にもありますから、これにしたがって危険率を算定して議論して欲しいものです。 日本規格協会の出版に規格があります。規格に定義されてないところも危険率を理論的に算出できるはずですが。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、米国・カナダのBSE汚染状況に関して、侵入リスクと暴露・増幅リスクから総合的に評価する方法に加えて、米国・カナダ及び日本で行われたBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータに基づいた、BSE検査の対象や検査技術の検証及び比較を行うことによりBSE汚染状況の推定を行い、今般の審議結果案をとりまとめました。
81	実態が不明なのに米国の97年飼料規制による効果で規制前に生まれた牛群で最大となったBSE曝露・感染・汚染が3年で半減するというモデルで評価している。そして答申案は「現時点で20ヶ月齢以下と考えられる2004年以後の生まれの牛の汚染は米国、カナダの方が日本より数倍(1.5倍)高いと予想される。」としている。それでは、2007年生まれでは、米国、カナダの方は汚染が半減するのだから、0.75倍になり日本の汚染の方が高くなる。一定の割合で交差汚染が起こる可能性は否定できない米国、カナダより、交差汚染の可能性がほとんど考えられない日本の方が汚染が高くなるという、実に珍妙な評価を下している。	米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。 そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関する情報に基づきリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。

82	月齢によるリスクの違いを評価した方がよいと考えます 米国における肉牛の出荷月齢が低いことはリスクの大小を左右する事項と考えられますが、答申案では月齢によるリスクの評価が明確にされていません。月齢のリスク評価は、感染後の牛の体内でのプリオンの動態に関する知見が必要で、限界はあると考えられますが、可能な範囲で評価した方がよいと考えます。なお、米国型BSEが存在する場合はプリオンの体内動態も違う可能性があるため評価が必要と考えます。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価は、米国・カナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された米国・カナダ産の牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクの同等性について評価を行ったものです。BSEプリオンの牛体内分布については、御指摘のようにリスクに影響することから、昨年9月公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」や今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても審議・記載されており、今回のリスク評価においても審議を行い、審議結果案にも記載しております。
83	安全性に関しては、舌扁桃(lingual tonsil)と、口蓋扁桃(palatine tonsil)とについては、まったく異なる対応が必要である。 舌扁桃(lingual tonsil)から舌の食べられる部分を切り離す場合は、有郭乳頭(vallate papilla)のちようど後ろにあるところを、横にカットすることで、果たすことができるのだが、その場合、リンパ液の詰まった小胞をつぶす事になるので、舌扁桃のカットの仕方によっては、舌自体も、危険部位になるうる恐れがある。 この危険性についての検証はされたのか。	舌扁桃や口蓋扁桃を含む扁桃組織の取扱については、リスク管理機関を通じて米国政府及びカナダ政府から提出された、舌扁桃及び口蓋扁桃を適切に除去する方法を写真を用いて示した通達やSSOP等に基づき審議を行いました。そうした審議を踏まえ、今回の審議結果を取りまとめたところです。詳しくは、第29回プリオン専門調査会(平成17年8月14日開催)資料を御参照下さい。 (http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/p-dai29/index.html)
84	と畜場でのリスク低減をできるだけ詳細に評価し、確実な検証を行なってください。米国ではと畜場での検査は行なわれませんが、暴露・増幅リスクの高さ合わせて考慮しても、総合的なリスクが日本と大差ないとするためには、それを補う安全対策が米国でなされている必要があると考えます。米国のと畜場でのリスク低減の程度について、科学的なデータに基づいた評価を要望します。 SRM除去については、SRMの範囲だけでなく、各々のSRMがどのように除去されるか、具体的な作業手順を明らかにして部位別に評価すべきと考えます。 リスク管理機関は米国の施設への立ち入り検査を予定しているようですが、輸入される食肉でグリア細胞繊維性酸性蛋白(GFAP)の有無をモニタリングする等、水際での検証措置もリスク管理機関に要請してください。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価の対象となる、日本に輸出される米国・カナダ産牛肉等は、米国・カナダの国内規制に加えて上乗せ規制として設けられた輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理されることとなります。それら米国・カナダ産の牛肉等と日本産牛肉等(全年齢の牛)のリスクの同等性について、米国・カナダ及び日本の各BSE対策に関して分析・検証を行った結果、今回の審議結果案を取りまとめたところです。 SRM除去に関しては、米国・カナダにおける規制、食肉処理施設でのSRM除去のマニュアル例のほか、実態について専門委員から写真を用いた具体的な方法等について説明がありました。そうした議論を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。 リスク管理機関が実施する立入検査の具体的な方法については、リスク管理機関が判断すべき事柄であり、今回の審議結果案では記述しておりませんが、結論に記載されているように、リスク管理機関は輸出プログラムが遵守されていることを確認する責任があり、プリオン専門調査会はリスク管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、今後、報告を踏まえた必要な議論を行うことになると考えております。 寄せられた御意見については管理機関にお伝えいたします。
85	答申案では、OIE 規約との関連で米国、カナダのBSEのステータスが不確定なのに、牛タンなど内臓肉も扱っている。これは不適切である。 両国とも自国産の牛からBSEが検出・摘発されているのでOIE規約上のBSEステータス(ランク)はControlled BSE Risk(リスク管理国)、またはUndetermined BSE Risk(リスク不明国)になる。この二つのステータスでは、内臓肉などの取り扱い規約・基準が全く異なる。両国がリスク不明国なら、今回の諮問案では明らかにOIE規約を下回る検疫措置となる。 国民の誰一人として国際基準のOIE規約を下回るような検疫措置での牛肉貿易は望んでいない。内臓肉等は両国のBSEステータスをきちんと議論した後に扱うべきである。少なくとも内臓肉などは、今回の答申から除くべきである。	OIE規約のBSEステータスは今年5月に改正されましたが、米国・カナダのステータスについてはOIEにより評価されていません。従って、今回のリスク評価では、OIEや欧州科学委員会の考え方に基づき、米国・カナダにおける生体牛のBSE感染リスクについて評価を行いました。 また、内臓肉に関しては、小腸のプリオンの蓄積性やSRM汚染のリスク、舌の扁桃組織の付着や汚染によるリスクについて調査審議を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。今後、リスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉及び内臓の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見のうちではリスク管理機関にお伝えいたします。
86	今年の8月22日、米政府がBSE予防のため輸入を禁止している生後31か月のカナダ産牛1頭が、カナダの家畜検査官が誤って認可し米国に流入していたことが分かった。 カナダから輸入された月齢30ヶ月以上の牛は、と畜後、8月4日に、ウイスコンシン・ミートパッキング工場(処理され、同じ頃、処理工場であるGreen Bay Dressed Beefが自主回収(voluntarily recall)をし、強制回収(order recall)を開始したのが、それから二週間後の8月19日になってからであった。このリコール対象の中に、SRMである脊柱が入っていた。R-CALFは、USDAが今回犯した過ちを4つあげている。第一は、月齢確定の誤り、第二は、アメリカのパッキング工場で、月齢30ヶ月以上の牛がと畜されたということ、第三は、SRMである脊柱の除去がされていなかったこと、第四は、事態の説明に、USDAは、透明性を欠いていたこと、である。 この辺の検証はされたのか。	御指摘の事例に関しては、リスク管理機関に対し、関連資料の提出を要請し、今年9月12日に開催された第30回プリオン専門調査会において、リスク管理機関を通じて米国政府及びカナダ政府から提出された、事例の概要、原因、講じられた是正措置、当該牛のSRMの回収等の関連資料をもとに審議を行いました。詳しくは調査会資料、議事録を御参照下さい。
87	SRMの除去に箇所「せき髄や脳、眼球、せき柱などは30ヶ月齢以上の牛についてのみSRMと規定されている」とあるが、実態は、日本向けに輸出を行う若齢牛中心のパッカーの施設では、僅か2%内外の発生率である30ヶ月齢以上の牛のために全月齢の牛のSRM除去をしている。こういった事実は記述されるべきと考える。	今回のリスク評価では、審議結果案に記載されているように、情報が入手できるものについては出来るだけ実効性の比較を行うように努めました。米国・カナダのパッカーでの実態に関して、プリオン専門委員から具体的な報告があり、その中で御指摘のように、日本向け輸出を行う大手パッカーでは全頭からSRM除去を実施しているとの情報もありましたが、全ての大手パッカーが同様に実施しているかどうかは不明であったため、より安全性を考慮するとの観点から審議結果案には特に記載しなかったところです。